

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 13 日

東京都塗装工業協同組合
理事長 鈴木 芳昭 殿

東京労働局労働基準部健康課長

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止について「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号）及び「剥離剤を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、技術動向を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正されましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員等に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。